地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 今回の契約が左に該当すること等の説明 により随意契約をすることができる場合 1 競争入札に付していたのでは、時期を失 し、契約の目的を達することができないこ との説明 2 見積を徴した事業者の概要 3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、 契約の目的を達することができないことの ・2023かごしま総文は令和5年7月29日 から開催される。全国高等学校総合文化祭は例 年約2万人の高校生を含む参加者が全国から 緊急の必要により競争入札に付することがで 殺到するため、早急な交通手段の確保が必要で きないとき。 ある。 ・鹿児島県の地理的特性から、交通手段が飛行 機か、新幹線に限定され、又、便数も限られる ため、早期に満席となることが懸念される。 ・参加高校生については、進級した関係から4 月を待って日程調整をする必要があったため 参加者の調整に時間を要した。 以上のことから、見積合せに付していたので は、時期を失し、契約の目的を達することがで きない。 4 特定の者を選定した理由 複数の業者に聴き取りを行ったところ、近畿 日本ツーリスト株式会社岐阜支店は団体割引 により、乗車券が定価の5割引で手配でき、他 社と比して最安値で調達できる。 よって、契約の相手方として近畿日本ツーリ スト株式会社岐阜支店が最も適している。